

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 源泉分離課税廃止見直し論浮上

Q : 株式譲渡益の源泉分離課税廃止の見直し論が浮上しているそうですが、本当でしょうか。

A : 自民党内で見直し論が高まっています。

【解説】

個人が株式を売却した場合には、源泉分離課税と申告分離課税の選択制になっています。

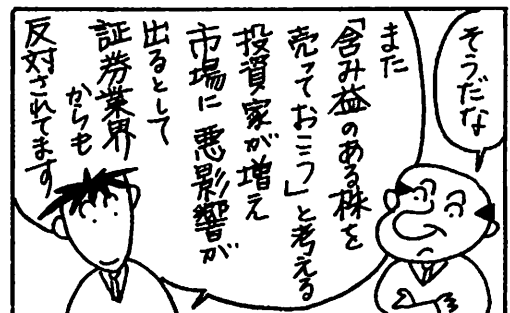
源泉分離課税は、売却額の5.25%を所得とみなし、税率20%をかけて税額を算定する制度で、売却額の1.05%が納税額となります。申告分離課税は、株売却の利益と損を1年間通算して、利益に税率26%（所得税20%、住民税6%）をかけます。

平成11年度の税制改正により、平成13年3月31日までの譲渡をもって株式譲渡益に関する源泉分離課税は廃止され、申告分離課税へ一本化されることが決まっています。

ところが、先月、自民党が開催した金融問題調査会の終了後、相沢英之調査会会長が、株式譲渡益に対する源泉分離課税廃止の見直しを強く求める発言を行いました。

また、源泉分離課税の廃止を前に、有利なうちに含み益のある株を売っておこうと考える投資家が増え、市場に悪影響が出るとして、証券業界からも一本化延期を求める声が上がっているようです。

一方、大蔵省側は既に決まったこととして、予定通り廃止する方針であるほか、政府税調も廃止を進めるべきとの見解を明らかにしています。



KIMIYO・I